様式第１号（第４条関係）

**田布施町本人通知制度登録申請書**

　　　年　　　月　　　日　申請

（申請先）田布施町長

田布施町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第４条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申　 請 　者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  | 生年月日 | T・S・H　 　年 　月 　日 |
| 申請者の区分 | □本人　□法定代理人 □任意代理人 | 連 絡 先 |  |

※上記申請者（代理人の場合は、委任する人）と同一戸籍又は同一世帯の方で本人通知制度への登録を希望される方は、登録者の氏名欄に本人が自署することにより、申請者に登録を委任する意思表示とし、登録することができます。なお、１５歳未満の場合は、法定代理人が自署してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登　　　録　　　者 | ① | フリガナ |  | 生年月日 | T・S・H　　　年　　月　　日 |
| 氏　名 |  | 性　　別 | 男　　・　　女 |
| 住　所 |  |
| 本　籍 | 田布施町　　　　　　　　　　　　　番地 | 筆頭者 |  |
| ② | フリガナ |  | 生年月日 | T・S・H　　　年　　月　　日 |
| 氏　名 |  | 性　　別 | 男　　・　　女 |
| 住　所 | □①と同じ |  |
| 本　籍 | □①と同じ | 田布施町　　　　　　　　　番地 | 筆頭者 |  |
| ③ | フリガナ |  | 生年月日 | T・S・H　　　年　　月　　日 |
| 氏　名 |  | 性　　別 | 男　　・　　女 |
| 住　所 | □①と同じ |  |
| 本　籍 | □①と同じ | 田布施町　　　　　　　　　番地 | 筆頭者 |  |
| ④ | フリガナ |  | 生年月日 | T・S・H　　　年　　月　　日 |
| 氏　名 |  | 性　　別 | 男　　・　　女 |
| 住　所 | □①と同じ |  |
| 本　籍 | □①と同じ | 田布施町　　　　　　　　　番地 | 筆頭者 |  |

　**（※）裏面の内容をよくお読みください。**

※　次の欄は、記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受　　付 | 登　　録 | 本人等の確認書類 | 備　　考 |
|  |  | □　本人□　法定代理人□　任意代理人 | □個人番号カード　　□旅券□運転免許証□その他（　　　　　　　　） |  |

（裏面）

田布施町本人通知について

１．本人通知は、登録をした者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（消除された戸籍の附票及び改正前の戸籍の附票を含む。）、戸籍謄本・抄本及び戸籍記載事項証明書（除籍及び改製原戸籍を含む。）（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

|  |
| --- |
| 　（注）本人等とは　　　　・住民票関係・・・本人又は本人と同一の世帯に属する者　　　　・戸籍関係・・・・本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属 |

２．申請には次の書類を提出又は提示してください。

　（１）　申請者本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）

　（２）　法定代理人であるときは、あわせてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

　（３）　この申請に係る任意代理人であるときは、あわせてその旨を証明する書類（登録者の本

人確認書類の写し（代表者の方のみ）を添付した委任状）

３．第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写

し等の交付通知書を送付します。ただし、町長が特別の事情があると認めるときを除きます。

４．住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

　（１）　住民票の写し等の交付年月日

　（２）　交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数

　（３）　交付請求者の種別又は自己の代理人にあっては、その住所及び氏名

５．登録を希望する者が疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。

６．郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

　（１）　疾病その他やむを得ない理由により、直接窓口で申請することができない場合

　（２）　他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接窓口で申請することができない場合

７．登録を廃止しようとする場合又は転出、転居、転籍等により登録をした内容に変更が生じた場

合は、届出が必要です。

８．登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録を廃止します。

９　登録者名簿への登録は、申請をした日（郵送の場合は受付の日）の翌日からとなります。